

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年3月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

別表第2 その他の公印の項中「京北分室担当課長」の右に「，資器材・防災センター所長」を加え，「配水管理センター所長」の右に「，浄水場長」を加え，「漏水修繕センター所長」の右に「，水環境保全センター所長」を加え，「管路管理センター所長及び下水道建設事務所長」を「管路管理センター所長，ポンプ施設事務所長，下水道建設事務所長，水質第1課長及び水質第2課長」に改める。

附 則

この規程は，平成21年3月23日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)